

あなたの声を 届けよう

大阪府議会議員選挙・大阪府知事選挙

4月9日(日) 7時～20時

八尾市議会議員選挙・八尾市長選挙

4月23日(日) 7時～20時



問 選挙管理委員会事務局 ☎924-3886 FAX924-1031

期日前投票所を3カ所設置します

投票場所		大阪府議会議員選挙 大阪府知事選挙	八尾市議会議員選挙 八尾市長選挙
	市役所本館1階 市民ロビー	3月24日(金)～4月8日(土) 8時30分～20時 ※3月24日～31日は 大阪府知事選挙のみ	4月17日(月)～22日(土) 8時30分～20時
	龍華コミセン	4月6日(木)～8日(土) 9時～19時	4月20日(木)～22日(土) 9時～19時
	山本コミセン		

※期日前投票にこられる場合は、あらかじめ宣誓書(投票所入場整理券の裏面)への記入をお願いします。

※場所によって投票期間、投票時間が異なりますのでご注意ください。

※駐車場台数に限りがあるため、徒歩や自転車、公共交通機関のご利用をお願いします。

選挙公報を配布します

候補者の主義主張などを掲載した「選挙公報」を、各ご家庭に配布する予定です。大阪府知事選挙は3月下旬以降、大阪府議会議員選挙は4月上旬以降、八尾市議会議員選挙・八尾市長選挙は4月17日以降に順次各ご家庭に配布予定です。なお、選挙公報を市ホームページに掲載します。

▶選挙公報が届かないときは、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。なお、各出張所、桂・安中人権コミセン、緑ヶ丘コミセン、生涯学習センター、市立病院、総合体育館にも配架します。

▶視覚障がい者のために、大阪府議会議員選挙・大阪府知事選挙公報の音声版(デジター版またはカセットテープ録音版)・点字版を希望者に送付します(どちらか1点)。申込みは大阪府選挙管理委員会☎06-6944-9118まで。八尾市議会議員選挙・八尾市長選挙公報の音声版(デジター版)・点字版は、市政だより音声版(デジター版)・点字版を申し込んでいる人に送付します。



表紙の写真は大阪経済法科大学の学生ボランティアサークル・創造者（ツクルモノ）に協力してもらいました。

本市で投票できる人

大阪府議会議員選挙・大阪府知事選挙

平成17年4月10日以前生まれの日本国民で、令和4年12月30日以前に本市に転入届を提出し、引き続き住んでいる人。

※令和4年12月23日～30日までに本市に転入届を提出し、引き続き住んでいる人の期日前投票については、令和5年3月30日以降に投票できません。

●令和4年12月9日以後に府内へ住所を移した人で、本市の選挙人名簿に登録されている人は、「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提出または、引き続き府内に住所を有していることが確認できれば本市で投票できます。ただし、転出先で選挙人名簿に登録された場合、本市では投票できません。

●令和5年4月8日以前に他府県へ転出した人は投票できません。

●令和4年12月31日以後に府内の市町村から本市へ転入した人は、「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提出または、引き続き府内に住所を有していることが確認できれば前住所地で投票できる場合があります。詳細は前住所地の選挙管理委員会にお問合せください。

※令和5年3月上旬以降に市内で転居した場合、転居前の投票所で投票していた場合があります。

◆八尾市議会議員選挙・八尾市長選挙
平成17年4月24日以前生まれの日本国民

民で、令和5年1月15日以前に本市に転入届を提出し、引き続き住んでいる人。
※令和5年3月下旬以降に市内で転居した場合、転居前の投票所で投票していた場合があります。

投票所入場整理券を郵送します

投票所入場整理券は、「1人につき1枚を世帯ごとに世帯主あて」に封書で郵送します。万が一、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

不在者投票

◆期間

●大阪府知事選挙
3月24日(金)～4月8日(土)

●大阪府議会議員選挙
4月1日(土)～4月8日(土)

●八尾市議会議員選挙・八尾市長選挙
4月17日(月)～22日(土)

▼不在者投票の種類

① 仕事先や旅行先での不在者投票

期日前投票期間や投票日に、何らかの用務でほかの市区町村にいる人は、八尾市に投票用紙を請求すれば、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。なお、マイナンバーカードをお持ちの人は、八尾市電子申請システムから投票用紙の請求ができます。

② 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や介護老人保健施設、老人ホームなどの施設に入院・入所している人

で、投票所に行けない人は、その施設で不在者投票ができます。

③ 郵便などによる不在者投票

介護保険被保険者証の要介護区分が要介護5の人や身体障がい者手帳または戦傷病者手帳を持っている人で、一定の要件に該当する人は、郵便などで投票用紙を送付する方法により不在者投票ができます。なお、郵便等投票証明書の交付手続きが必要です。

▼代理記載制度

郵便による不在者投票ができる人のうち、自分で投票用紙などに記載できない人で次のいずれかに該当する場合は、代理人（事前に選挙管理委員会事務局に届け出が必要）に記載してもらうことができます。

- ・身体障がい者手帳の区分が上肢・視覚の障がい（1級）の人。
- ・戦傷病者手帳の区分が上肢・視覚の障がい（特別項症・第2項症）の人。

▼投票用紙の請求

大阪府議会議員選挙・大阪府知事選挙は4月5日(水)、八尾市議会議員選挙・八尾市長選挙は4月19日(水)17時まで、請求書を選挙管理委員会事務局に提出し、投票用紙を請求してください。

代理・点字投票、手話通訳

けがや障がいなどのため、自分で文字を書くことができない人は、投票所の職員が代わって投票用紙に記入する代理投票ができます。また、目の不自由な人は点字投票ができます。投票所

で職員に申し出てください。

※投票日に手話通訳が必要な人は、事前に選挙管理委員会事務局まで申し出てください。

※必要な支援を記入できる選挙支援カードを各投票所に設置しています。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



定数が変わります

今回の選挙から、大阪府議会議員八尾市選挙区と八尾市議会議員の定数が変更となります。

- ・大阪府議会議員3人→2人
- ・八尾市議会議員28人→26人

投・開票速報は市ホームページで

投票日当日に、市ホームページで投・開票速報を見ることができます。投票所別・男女別の投票率は8時から1時間ごとに、投票終了後の確定投票率と開票速報は22時以降に掲載します。

